

# 平成29年第5回(12月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成29年12月18日(月曜日)

## 本日の会議に付した事件

平成29年12月18日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第 53号 川南町条件付採用職員の分限に関する条例を定めるについて
- 日程第2 議案第 54号 川南町課設置条例の一部改正について
- 日程第3 議案第 55号 川南町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 議案第 56号 川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例の一部改正について
- 日程第5 議案第 57号 川南町児童館条例の廃止について
- 日程第6 議案第 58号 宮崎県自治会館管理組合の解散について
- 日程第7 議案第 59号 宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第8 議案第 60号 宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに宮崎県市町村総合事務組合同規約の一部改正について
- 日程第9 議案第 61号 平成29年度川南町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第10 議案第 62号 平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第 63号 平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第 64号 川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第 65号 平成29年度川南町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第14 議案第 66号 平成29年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 同意第 11号 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 発議第 5号 道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について
- 日程第17 人口問題対策調査特別委員会中間報告
- 日程第18 議員派遣の件について
- 日程第19 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 蓑原 敏朗 君	2番 中村 昭人 君
3番 児玉 助壽 君	4番 内藤 逸子 君
5番 税田 榮 君	6番 徳弘 美津子 君
7番 三原 明美 君	8番 河野 浩一 君
9番 安藤 洋之 君	10番 林 光政 君
11番 竹本 修 君	12番 福岡 仲次 君
13番 川上 昇 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山口 浩二 君 書記 河野 英樹 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	.....日高 昭彦 君	副町長	.....清藤 荘八 君
教育長	.....木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	.....日高 裕嗣 君
総務課長	.....押川 義光 君	まちづくり課長	.....米田 政彦 君
産業推進課長	.....山本 博 君	農地課長	.....新倉 好雄 君
建設課長	.....吉田 喜久吉 君	環境水道課長	.....大山 幸男 君
町民健康課長	.....橋口 幹夫 君	教育課長	.....大塚 祥一 君
福祉課長	.....篠原 浩 君	税務課長	.....三角 博志 君
代表監査委員	.....谷村 裕二 君		

---

午前9時00分開議

- 議長(川上 昇君) おはようございます。これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。  
しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時00分休憩

-----  
午前10時00分再開

- 議長(川上 昇君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。  
まず、中村昭人議員より発言の申し出がありますのでこれを許可します。

○議員(中村 昭人君) 訂正です。私、13日の一般質問の中で、PAに関する質問の中で「文教産業常任委員会では政務調査で南相馬市の」という風に発言をいたしました。正しくはですね「行政調査」、行政調査に訂正方をお願い致します。

○議長(川上 昇君) 日程第1、議案第53号川南町条件付採用職員の分限に関する条例を定めるについて、日程第2、議案第54号川南町課設置条例の一部改正について、日程第3、議案第55号川南町個人情報保護条例の一部改正について、日程第4、議案第56号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例の一部改正について、日程第5、議案第57号川南町児童館条例の廃止について、日程第6、議案第58号宮崎県自治会館管理組合の解散について、日程第7、議案第59号宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について、日程第8、議案第60号宮崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮崎縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに宮崎縣市町村総合事務組合同約の一部改正について、以上、8議案を一括議題とします。

本8議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(徳弘 美津子君) 総務厚生常任委員会に付託されました議案について、その審査の経過と結果について報告します。

議案第53号、川南町条件付採用職員の分限に関する条例を定めるについて、総務課の説明を受けました。この条例では職員を採用する上で6カ月(1年を限度とする)の試み期間中において分限(公務員の地位)に関する必要な事項を定めるものです。討論もなく全員賛成で可決です。

議案第54号、川南町課設置条例の一部改正について、総務課の説明を受けました。特に

改正の中で会計課のふるさと納税の事務分掌について質問がありました。ふるさと納税に関して現在総務課付きで行われ、年間雇用では任期付き職員4人と臨時1人、申し込みが特に集中する12月では5～6人増員して取り組んでおります。委員会での意見では「会計課を独立した存在として法律は認めており、事務量の均衡化というだけでふるさと納税の業務を持ってくるには疑問がある。」との意見や、「命令機関と会計機関の独立性を担保出来るか。」全国的な傾向で事務の効率化、均衡化などで窓口業務を民営化する等の流れは非常に危惧する意見も上がりました。総務課付きになっていることで、万が一人員が不足する場合、総務課の人員を回すことが出来るが、会計課では元々の人員に限られておりそれらの補助は出来ないのではないか？また「取りあえず来年度一年間その業務をおこなって、万が一不都合があれば会計課から外しては。」とありました。これら様々な意見を踏まえ、独立管理と執行機関での事故の無いように意見を付します。採決の結果、賛成多数で可決です。

議案第55号、川南町個人情報保護条例の一部改正について、総務課の説明を受けました。提案理由であったように3つの改正の中で、特に今回の改正の大きな特徴は個人情報の適正かつ効果的な活用により活気ある経済社会に利活用とのことで、これは個人情報の有効性に着目し加工することにより匿名性をもたせ個人が特定できないように業者に提供するものです。委員会では加工業者での個人情報が漏れないように、また漏れた場合の対応を適正に行うようにとの意見がありました。採決の結果、全員賛成で可決です。

議案第57号、川南町児童館条例の廃止について、福祉課の説明を受けました。質疑の中で児童館条例廃止の提案と同時に廃止後の利用方法の条例を出すべきではないかとの質問では、条例廃止については廃止の1カ月前に厚生労働省に提出しなければならないとあり、この12月定例会で提案して可決を受けて厚生労働省に廃止の届を出したい。今回の条例廃止の可決をもって今後の児童館の建物の活用を地元の声を聞きながら3月定例会でそれを示したいとありました。委員の意見では今回児童館廃止条例を可決したら児童館の利用方法が公の施設としてどのような施設になるのか担保出来ない。同じように賛成する立場でも児童館の廃止については賛成だが、その後の利用については明文化してほしいとありました。採決の結果、反対多数で否決です。

議案第58号、宮崎県自治会館管理組合の解散について、議案第59号、宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について、議案第60号、宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに宮崎県市町村総合事務組合規約の一部改正についてでは3議案関連の議案で担当課の説明を受けました。既存の建て替えに伴う財産処分や規約などを改めるものです。慎重に審査し討論もなく全員賛成で可決です。以上です。

○議長(川上 昇君) 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長(中村 昭人君) 12月13日の本会議で文教産業常任委員会に付託

されました、議案第 56 号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例の一部改正について報告します。この条例は先の議会において住民にわかりやすく誤解を与えないような文言にする必要があるのではとの指摘があり、また監査委員からも同様の指摘があったことから、第 6 条「新設等の費用負担」の改正をするものです。審査の結果、異議もなく全員賛成で可決しました。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第 53 号川南町条件付採用職員の分限に関する条例を定めるについて、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第 53 号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 53 号川南町条件付採用職員の分限に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 54 号川南町課設置条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終ります。

これから議案第 54 号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第54号川南町課設置条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第55号川南町個人情報保護条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第55号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第55号川南町個人情報保護条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第56号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第56号川南町尾鈴地区畜産用水管理事業給水条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第57号川南町児童館条例の廃止について、討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） 議案第57号川南町児童館条例の廃止について賛成の立場で討論します。

児童館廃止条例については委員会でも様々な意見が出ました。保育業務としての児童の

預かりを撤退することについては総務厚生常任委員会の委員の皆さんは理解を示しております。問題は児童館廃止後の建物がどのような活用が出来るか担保出来ないことから廃止条例とその後の活用についての条例も同時に上げるべきとなって委員長報告でもあり否決となりました。

児童館については昭和40年に定員80名で設置し、当時60人台から最高で定員の80人でした。平成に入り減少をし、20人台の時もありましたが平成9年に大幅に改装し、以後40人台から30人台になっております。平成10年に児童クラブを併設し、放課後の子ども達の居場所となりました。しかし東日本大震災が平成23年3月11日に発生、児童館が公共施設としての責務や保護者の不安から児童クラブを平成27年通山小学校に移動しました。

また、児童館の児童も津波への不安感と子どもの減少、通浜の方が通山地区などに住宅を構えてきたことも相まって年々減少の一途をたどっております。平成28年度から再任用の保育士2名、予算400万円を計上し14名、平成29年度11名の児童をみております。委員会で同僚議員が「津波の心配は住民が十分考えていくことだ。」と言われますが、南海トラフ地震の被害が想定される中で公的機関が保育機能を持った児童館で一人の保育士が5～6人もの児童の命を守る責務を負わすことは出来ないのです。

児童館条例が廃止になったらその後の建物についてどのように活用するか担保出来ないと言われますが、児童館は平成9年の改装で総工事費5106万3100円、県補助金2652万8000円をうけて建設し、約20年経過しています。通常、木造建築物に関して耐用年数25年～30年は目的外に使用したら補助金の返還が考えられます、5年～10年間耐用年数が残っている児童館の廃止後の建物は目的外に利用できないことでむやみに取り壊し等出来ません。これらが担保となっていると私は考えます。議場での議案質疑でも、委員会でも、そして私の一般質問でも地域の人と協議したいと返答されております。このように委員会での否決・反対討論・賛成討論まで上がっているこの案件は十分住民の意思にそぐわない利活用をすることは出来ないのではないのでしょうか。

児童館の廃止と次の活用の条例を同時に出すべきと言われますが、児童館条例第2条、町民の福祉を増進するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする施設とする。この規定に基づきその利用に供するため次のとおり児童館を設置する。」とあり自由に使えるようにとれますが、第3条では「児童館の使用を必要とする児童の保護者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。」とあり、このような児童館入館申請書を提出しなければなりません。これらの縛りがあるままでは人口対策に寄与する施設として、そして町全体として有効活用できないのではないかと考えます。

委員会で次の活用方法を役場が押し付けるのではなく住民のニーズに立った条例を作るべきだとの意見もありました、児童館条例を残したままでは今後の十分な活用方法を模索出

来ないことは御理解できるはずではないでしょうか。また廃止にもなっていない児童館を廃止する前提で地元と話したら事前執行になるから気を付けるようにとの意見もでておりました。今議会で万が一廃止と新たな利用について提案された場合、廃止が決定してないのに新たな活用の審査をすることは、それはそれで議員の中で異論が生じなかったでしょうか。今議会で廃止を可決し厚生労働省の廃止の決定をもって、3月迄に地元との協議をして新たな活用方法の提案をしても十分間に合うと考えます。

また、3月に廃止と新たな活用について同時に提案するとなると当初予算で児童館を置いたままであることから予算計上が必要になってきます。予算の裏づけをするために児童館の人員配置は必要で、資格者の再任用継続をかける必要が出てきます。いたずらに児童がいない児童館に人員をたとえ厚生労働省の許可が出るまでの1カ月でも配置することは考えられません。災害が懸念される所で住民の皆様にご利用を促すことは矛盾していると考え方もいらっしゃるかもしれません。しかし、通浜に住民の皆様がいらっしゃる現実で、災害への懸念も配慮しながらも今いる居場所でうまく生活をしていくためにも、住民の皆様も避難訓練に参加し一方で、家に引きこもる事が無いように旧児童館へ日々足を運んで頂き、疎遠になりがちな子育て世代間の交流の場になったり、他の地域との交流を図ったりと様々なワクワクすることが模索出来ないでしょうか。私も保護者会の方とお話をしました。確かに児童館が無くなる事への不安もありますが、やはり今後の活用方法に対してその方向性を見出すために声を出していかれるのでないでしょうか。何度も言いますが、保育業務として児童の預かりを撤退することに対しては総務厚生常任委員会の委員の皆さんは理解を示しています。今の児童館条例のままでは使い勝手はよくないのも十分理解されています。私の賛成への思いはこの条例廃止に反対する議員の皆様と同じなのです。

今回、条例廃止をすることで川南町に児童館が無くなりますが、これからどのような状況になるか分かりませんが、災害の危険のない地域で、私たちが行政調査で伺った長野県南箕輪村のような児童館が出来る可能性もあるのではないのでしょうか。今議会で是非、児童館条例の廃止を決定頂き、4月に向け住民が気軽に利用できる施設にさせていただきたく私の賛成討論といたします。議員皆さまの御賛同をお願いします。

○議長（川上 昇君） 次に原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第57号川南町児童館条例の廃止について、反対の立場で討論致します。その理由については、本案の目的が本町に唯一ある児童福祉法第40条及び地方自治法第244条第1項の規定に基づき設置された公の施設、川南町通浜児童館を廃止するものであります。この施設は、昭和39年に開設され半世紀に渡り主に通浜地区児童の保育事業を担当し、地区の主要産業、漁業従事者の後継者の保育・育成等にも貢献してきた施設であることは周知のとおりであります。それとは別に18歳未満の児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し又は情操を豊かにすることを目的とする児童福



祉法第40条の規定に基づき設置された児童厚生施設でもあります。先ほど、同僚議員が賛成討論の中で、津波の御心配をしておりましたが、御存じのとおり、漁業者は「板子一枚下は地獄」の中で生活しております。津波の災害は確率的にゼロに等しいものであります。そして、津波を恐れていたら通浜地区では生活できません。水産業は成り立ちません。そこから避難する、逃げる知恵をつける方が交通災害より確率的に低いと思っております。従って、保育事業の使用者減少を理由に保育事業を廃止するから、ついでに児童館条例を廃止し、児童厚生施設としての機能までも廃止するというのは本末転倒であります。

それは、隣町の都農町は、約20年前に通浜児童館と同じ機能を持つ都農の浜地区にある港児童館が同じ理由で存続の危機に陥ったとき、保育事業のみを廃止し、町全域の18歳未満の児童の利用に供するため、児童厚生施設として機能を活かす施策を講じ、町全域に門戸を開き、港児童館を公の施設として存続させ、町全域を網羅した子育て支援に有効活用しており、使用者のみの保育事業者だけが児童館の活用方法でないことを証明しているからであります。町当局は地区住民と協議し、児童館廃止後の利用を考えると説明していますが、原案に賛成することは、保育事業のみならず、児童厚生施設としての機能を廃止すると共に、地方自治法第244条の規定に基づく公の施設をも廃止することになり普通財産になることから説得力に欠け、担保が伴いません。廃止後の利用を確約するのなら、原案と同時に主要産業漁業担い手の高齢化、後継者不足による少子高齢化等、地区の課題を考慮し、それに即応した利用施策を提案すべきであります。従って、地区の今後の活性化に最大限に寄与するために公の施設として存続させ利用対策条例等の提出を強く求めて原案に反対するものであります。皆様の賛同を求めて私の反対討論を終わります。

○議長(川上 昇君) ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

これから議案第57号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第57号川南町児童館条例の廃止については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[起立少数]

起立少数です。

したがって、議案第57号川南町児童館条例の廃止については、否決されました。

議案第58号宮崎県自治会館管理組合の解散について、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」という声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第58号宮崎県自治会館管理組合の解散については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第59号宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について、討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第59号宮崎県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第60号宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに宮崎県市町村総合事務組合規約の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第60号宮崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び宮崎県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに宮崎県市町村総合事務組合規約

の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第61号平成29年度川南町一般会計補正予算(第6号)、日程第10、議案第62号平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)、日程第11、議案第63号平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)、以上、3議案を一括議題とします。

本3議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

**○総務厚生常任委員長(徳弘 美津子君)** 議案第61号、平成29年度川南町一般会計補正予算(第6号)では歳入歳出に1億1348万円を追加し、歳入歳出それぞれ85億9849万7000円となるものです。各担当課の説明を受けました。

まず税務課では歳入の町民税が確定し5000万円増加で前年度より7.3%の増、法人税も4000万円の増加で、平成26年10月より法人税率が下がったにも関わらず法人税は伸びている傾向にあるとの説明でした。歳出では、賦課徴収費の賃金の増加については年明けの2週間の短期間の入力作業に対する募集に対して人材が集まらないことにより時給を780円から1,000円に引き上げるための増額になっています。画地データ取込みツール作成業務委託料128万4000円については、宅地評価方式を見直すための委託料になります。これまでの標準基準宅地方式を路線価方式に変更するもので対象は7,064カ所になるということです。この様式は敷地が道路に接する割合や形状等、また、私道や公道であったりどのような状況であるかにより評価を変更していくものです。この方式を取り入れると今回は税が下がる場合もありますが、概ね固定資産税は高くなると見込まれます。

町民健康課の審査で戸籍住民基本台帳管理事業での機器リース料10万6000円が計上されておりますが、住民票と印鑑証明についてはこれまで住民の方が申請書を記入して窓口で申し込んでいましたが、すでに12月1日から実証実験中で、窓口に来て口頭で申し込むと職員の方が入力作業をして本人が確認をして発行しております、その際に窓口業務をスムーズに行うために金融機関などにある発券機を設置するものです。今後は戸籍謄本、抄本等をとる時も対応する計画であります。また自動釣銭機を供えたレジスターをリースする予算も計上されております。保健衛生費では自殺防止啓発用看板作成設置委託料70万円については現地調査を行いました。審査の過程での意見では「看板設置で解決できるか不明である。」「夜など時間帯によってはその効果は見込まれない。」とあり効果的な看板を作るよう意見があがりました。

総務課の審査で、勤怠管理システム導入委託料241万3000円についての説明では、現在職員の出勤についての管理は出勤簿に印鑑を押し、残業については届を出して許可を受けて行っていたものを今回のシステムを導入して各職員がパソコンで入力して総務課でリアルタ

イムで管理が出来る」とありました。委員会の意見では残業などについては本人と課長などとのフェイストゥフェイスで行うことで職員の労働の適正化など推し量る事が出来たが今回のようなシステムになる事で人間関係が希薄になる事を避けて欲しいとありました。そして入力作業になる事で間違いなどないようにくれぐれも気をつけて欲しいと意見がありました。

以上、慎重に審査し全員賛成で可決です。

議案第62号平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)では、町民健康課の説明を受け、歳入歳出それぞれ56万5000円追加し、歳入歳出予算総額が30億5309万4000円となります。審査ではまず、歳出の運営協議会費の費用弁償11万1000円の減額について運営協議会9名の内、鹿児島県日置市への視察研修に行かれたのが2名とのことで減額になったようです。「計画された日程により多くの委員さんが視察出来る日程に組むことが出来なかったのか。」との質問がありました。特定健診情報提供事業委託料45万9000円ですが、特定健診受診率がなかなか上がらないことの一つに、糖尿病や高血圧の方が病院にかかっているとのことで特定健診を受診しないことから、もともと持っているデータを医療機関から一人1,700円で情報を得るもので対象者は270人おり、これにより特定健診率が6~7%上がるとの事でした。情報を得る場合は本人の同意を当然うけます。以上、慎重に審査し討論もなく全員賛成で可決です。

議案第63号平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算(第2号)、福祉課の説明を受けました。歳入歳出50万円を追加し、歳入歳出それぞれ17億2942万4000円となります。主な歳出では居宅介護サービス給付費負担金や、地域密着型介護サービス給付費負担金などの増額は実績見込みによるものです。介護予防普及啓発事業費11万5000円の増額については現在12カ所207名で実施している、100歳体操で使用する錘を追加購入するものです。慎重に審査し討論もなく全員賛成で可決です。

○議長(川上 昇君) 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長(中村 昭人君) 議案第61号平成29年度川南町一般会計補正予算(第6号)の主なものについて報告をいたします。

まずは第2表「債務負担行為補正」ですが、国光原中学校屋内運動場LED照明賃借料は入札の結果を受け限度額を483万3000円減額の1350万円にし、またリース期間も平成30年度から平成39年度であったものを平成30年度から平成38年度に変更するものです。委員から「なぜリース期間が短くなったのか。」との問いに、「業者が管理体制や金額を提案して総合的に判断して行うプロポーザル方式の入札を行った結果、リース期間も短縮され金額も安くなった。またリース期間が終了したら無償譲渡される。」との説明でした。

次に歳出ですが、4款1項6目19節の負担金補助及び交付金、合併処理浄化槽設置整備事業補助金195万8000円は、合併処理浄化槽の設置に関する補助金で、当初の予定分15基がすでに定数に達したため5基分追加するものです。「追加分の設置申請状況は。」との問

いに、「すでに5基分の設置希望がきている。」とのことでした。浄化槽の内訳は5人槽が3基、7人槽が1基、10人槽が1基です。

次に、6款1項3目13節の委託料、新規就農者支援パンフレット作成委託料50万円は、現在整備していますトレーニングハウスの研修生受け入れに関するもので、B5判で約8ページを予定し、500部作成するものです。次に6款1項4目19節の負担金補助及び交付金、担い手確保補助金250万円は、親元就農者への補助金で1人50万円の5名分であります。これは平成28年度より実施している事業で、今回5名を追加することで合計7名になります。園芸が5名、畜産が2名です。

次に6款1項6目19節の負担金補助及び交付金、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金1901万5000円は、塩付地区にある養豚農家がお孫さんの就農を機に国の補助金を利用して豚舎を増設し、また環境整備にも取り組むものです。

次に7款1項2目8節の報償費、企業誘致支援報償費4064万1000円は、川南町企業立地促進条例の対象となる企業に対する奨励金です。内訳は宮崎県農協果汁株式会社に固定資産税課税相当分として3509万700円、株式会社宮崎森林発電所に新規3名を1年間雇用したとして90万円。株式会社MTCも同じく1人雇用したとして30万円、また企業誘致初年度の1年のみの施設整備費として435万円を支援するものです。

次に8款2項2目13節の委託料、町道維持管理業務委託料300万円は、相次いだ台風の影響で高所での木の伐採など役場の維持班3名では困難な作業の要望が多く、建設業協会への委託が多く見込まれるためのものです。同じく8款2項2目18節の備品購入費、軽自動車購入1台147万4000円は、建設課が使用する軽自動車は悪路を走行し、また使用頻度も多く故障が著しいため新たに購入するものです。また、車検が来年4月30日のため、当初予算で計上すると納車の日程の関係で車を使用できない期間が出る恐れがあるために12月の補正で計上したと説明がありました。

次に10款3項1目14節の使用料及び賃借料、LED照明賃借料116万7000円の減は、先ほど述べましたプロポーザル方式の入札結果により減額するものです。10款5項2目11節の需用費、修繕料100万円は、野球場のスコアボードの故障を修繕するためのものです。審査の結果、異議もなく全員賛成で可決致しました。

○議長(川上 昇君) 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第61号平成29年度川南町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第61号平成29年度川南町一般会計補正予算（第6号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第62号平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第62号平成29年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第63号平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第63号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第63号平成29年度川南町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第64号川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、日程第13、議案第65号平成29年度川南町一般会計補正予算（第7号）、日程第14、議案第66号平成29年度川南町水道事業会計補正予算（第2号）、以上、3議案を一括議題とします。

本3議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

○議長（川上 昇君） まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（徳弘 美津子君） 議案第64号川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、総務課の説明を受けました。提案理由のとおり人事院勧告によるものであります。民間格差により月額を0.15%、夏冬勤勉手当を0.5%引き上げるもので4月に遡及して支払われます。これにより若年層は月額1,000円、年齢の高い層は400円程度引きあがることとなります。慎重に審査し、討論もなく全員賛成で可決です。

議案第65号平成29年度川南町一般会計補正予算（第7号）、総務課の説明を受けました。歳入歳出342万2000円追加し、歳入歳出予算の総額が86億191万9000円となります。これは議案64号に伴う各課の職員・特別職の給与等の増加になっております。総務管理費時間外勤務手当75万円の減額、社会福祉総務管理事業の時間外勤務手当75万円の増額となっておりますが、これは福祉課の時間外手当の予算が不足する事が見込まれることから総務課から福祉課へ振替えるものです。慎重に審査し討論もなく全員賛成で可決です。

○議長（川上 昇君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） 議案第66号平成29年度川南町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。これは第2条収益的支出、第1款第1項の営業費目に人事院勧告に伴う人件費94万1000円を追加し、水道事業費用の総額を3億5722万4000円とするものです。次に第3条は議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費のうち、職員給与費5296万1000円に給与改定分94万1000円を追加し、その総額を5390万2000円とするものです。審査の結果、異議もなく全員賛成で可決致しました。

○議長（川上 昇君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第 64 号川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 64 号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 64 号川南町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 65 号平成 29 年度川南町一般会計補正予算（第 7 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 65 号について、採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第 65 号平成 29 年度川南町一般会計補正予算（第 7 号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第 66 号平成 29 年度川南町水道事業会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 66 号について、採決します。



お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、議案第66号平成29年度川南町水道事業会計補正予算(第2号)については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、同意第11号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件は、人事案件でありますので質疑・討論を省略し、直ちに採決に入ります。

採決の方法は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

ただ今の出席議員は、12名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に内藤逸子君及び税田榮君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

念のため申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載して投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により「反対」とみなします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

〔「なし」という声あり〕

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

内藤逸子君及び税田榮君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

投票の結果を報告します。

投票総数 12 票、そのうち賛成 7 票、反対 5 票。

以上のとおり、賛成が多数であります。

従って、同意第 11 号教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

日程第 16、発議第 5 号道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを議題とします。

朗読は省略します。

提出者からの趣旨説明を求めます。

○文教産業常任委員長（中村 昭人君） 道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書。

道路は、活力ある地域社会の形成はもとより、住民にとって生活を支え、命を守るための基盤となる最も重要な社会資本である。

特に本県においては、道路交通への依存度が極めて高いにも関わらず、高速道路をはじめ道路の整備が立ち遅れているため、道路網のより一層の整備促進が重要であり、そのための予算の拡充が必要である。

現在、道路事業においては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が嵩上げされているが、この措置は、平成 29 年度までの時限措置となっている。

地方創生に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に補助率が低減することは、地方の努力に水を差すものであるとともに、南海トラフ巨大地震の大規模災害に対する防災・減災対策、代替性確保のための道路ネットワークの整備など、道路に関して緊急的に対応すべき課題の解決にも影響を与えることが懸念されるところである。

よって、国会並びに政府におかれては、道路整備を引き続き推進するため、道路整備予算の総額確保はもとより、道路財特法の規定による補助率等の嵩上げを平成 30 年度以降も継続するとともに、地方創生に資する道路整備の推進が図られるよう、さらなる拡充等の措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 18 日、宮崎県川南町議会。

○議長（川上 昇君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、発議第5号道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号について、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号道路整備予算の確保及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただ今可決されました意見書の取扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、意見書の取扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第17、人口問題対策調査特別委員会中間報告を議題とします。

本特別委員会において、過日配布しましたとおり、調査中間報告書が提出されております。

人口問題対策調査特別委員長の報告を求めます。

**○人口問題対策調査特別委員長（福岡 仲次君）** それでは、人口問題対策調査特別委員会の調査につきまして御報告申し上げます。本委員会は、本町における少子化及び人口減少等、いわゆる人口問題について総合的な調査研究を行うことを目的に平成29年3月に設置されたものであります。調査は、現地調査として人口減少対策に早くから積極的に取組み、高い成果を上げている鹿児島県長島町及び志布志市への視察研修を行いました。さらに視察後は、全議員から提出された復命書や視察時の資料を活用し、その詳細な内容等を振り返りながら両自治体の取組みの概要をまとめると同時に、全議員の所感や視察を通じた中での意見及び町当局に対する要望等を整理しました。その他、この視察研修以降に開催した講演会やそこで紹介されました全国各地の優良事例も参考にしながら調査検討を重ね、本町での実施を早急に求める9つの提言を取りまとめました。以上が本委員会の調査報告の概要であります。

詳細につきましては別添の報告書を御覧頂ければと存じます。なお、報告書に明記してありますとおり今回の報告書は「中間報告」であります。御案内のとおり、我が国はもとより宮崎県内の人口が今後も減少傾向の予測の中において、人口増加を実現していくことは、至難の業であります。つまり、極めて困難な課題であります人口問題対策については、長期的な調査を今後も引き続き要するものと考えております。最後に、本委員会で示した具体的な提言等と、町当局の各施策との連携が図られることにより、町民の皆様が物心両面にわたり豊かに暮らせる持続可能な地域社会の創造を目指し、今後とも取組んで参ることを申し添えまして、調査報告といたします。

○議長(川上 昇君) 以上で、人口問題対策調査特別委員長の報告を終わります。

お諮りします。

ただ今報告されました調査中間報告書の取扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、調査中間報告書の取扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第18、議員派遣の件についてを議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、お手元に配布いたしました議員派遣のとおり、決定をいたしました。

日程第19、閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第20、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成29年第5回川南町議会定例会を閉会します。

午前11時05分閉会

---